

カナダ法での財産分与における

外貨換価日に関する一考察

柴田敏夫

一 はじめに

二 事件の概要

三 研究

四 結論

一 はじめに

二〇世紀も残り僅かとなった今日、わが国では、文明の発達・発展が経済的豊かさを必要以上に高め、不動産・株式・金などの商品を正当に取得するならまだしも、それらを不当に取得したり稼働させて財産を形成する方向へ人心を走らせてしまった感がする。企業はもとより、一般庶民もそれを是として行動し商取引上の倫理観は言うに及ばず一般倫理観念をも失わせてしまっている。かくして経済的に豊かになつた企業や一部の個人は、時あたかも国際化という大義名分に誘われて、たとえば海外で不動産を取得保有し、それがために当地域の不動産取引価格を上昇させて^{ひんじゅく}顰蹙をかつたり、また

外国企業への過大投資や企業の買収を行なつたり、さらには高金利の外国銀行等への預金など、国際化に名をかりた自益増を意図した行動としか受けとれない動きを示している。節税のための海外投資もあると聞く。またこのような積極的な行動に限らず、海外在住の家族・親族等の死亡による遺産の取得といった、いわば消極的行動の結果の財産取得もあろう。これらは、いずれも一国内で単純に解決しえないような問題を含む、社会・経済現象をうみだしている。企業に関しての問題の場合には、企業間の取極めが日々存在するので解決策は見い出しやすからうが、こと個人となると簡単にはいかず裁判所の手をかりることが多くなるであろう。

これから取り扱おうとする問題は、夫婦のうち一方が海外に財産を有する場合に、離婚にあたつてこの財産をどう評価し処分するのかという点である。これは夫婦双方の共有財産についても同様であろう。

周知のように、わが国と先進諸外国とでは、家族関係法規の定立、その思想的背景・解釈等で差異がみられる。そのため家族法全体にわたつてそれらの国々の家族法規と一体的に考えることはできない。しかし、国々の制度では、わが国においても充分活用しうるものもある。とりわけ財産の絡む制度においては活用可能な程度は高くなろう。たとえば離婚の際の財産的効果の一つである夫婦財産の分割については、考え方として彼我に大きな差異はなく、海外資産の評価方法・評価時期など比較検討してみる価値はあろう。もつとも、わが国のはうが進んでいるという結果になるかも知れないが。

ここでとりあげた事件はカナダで起きたものである。カナダはアメリカ合衆国と同様に多民族・多人種国家(モザイク国家)であるという性格上、外国への投資、あるいは外国に在る家族・親族との財産授受という方法で、自己もしくは夫婦の財産を形成し取得している者も多いと聞く。新大陸発見後、旧大陸から続々と成功を夢みて新大陸へと移住が続く。さらに農業社会から工業化社会へ進展するうち労働力不足をきたし、新たな移民や出かせぎ外国人労働者の移入という方向でその不足を補つてきた。ここで争う当事者もドイツからの移民である。このような人々が、母国に動産・不動産等の

財産を残してきたり、あるいは資産を有する家族・親族が残っているような場合、また、外国にある家族・親族等から財産を贈与されたような場合に、その当人が離婚すると、夫婦財産の分割分与(離婚給付)の問題を生ずる。相続の場合は死亡の日時が明確にされるのでそう問題は生じないが、離婚による財産分割の場合には、離婚の原因発生から結果までかなりの時間的経過がみられる。したがって、いつの時点での財産を分割するかが問題となる。それに加えて財産的評価額が変動するような物・権利の場合、さらに複雑かつ解決困難な要因を持ち込むことになる。さらにカナダ・オンタリオ州の家族法上の用語として「ファミリー・プロパティ」という概念が出てくるが、この中に含まれるものは何か。本稿で扱うような外国資産・通貨も含まれるのかという問題も生ずる。

さて本稿で扱うカナダ・オンタリオ州での事例は、前述したように離婚に伴う「ファミリー・プロパティ(以下「夫婦共有財産」と一応訳して用いる)」分割請求事件である。当事者夫婦は西ドイツからの移住者であり双方とも西ドイツに親族がいるが、特に夫はその親族から遺産相続して、西ドイツの銀行に夫名義で預金されたり、国債の形で預託された財産を有する。夫婦が離婚するにあたって、これらの財産をどう評価し分割するか協議が調わず、一九八七年に訴訟となつた。とりわけドイツ・マルク(以下、単にマルクという)をカナダ・ドル(以下、単にドルという)に評価換算する時期はいつかが焦点となつた事件である。

判決は、オンタリオ州最高裁判所(高等法院)で、一九八八年一二月九日にゴートウロー判事により言い渡された⁽¹⁾。

二 事件の概要

1 事実関係

当事者は、夫(フォーゲル氏)四八歳、妻五一歳である(提訴時)。二人は一九六五年に西ドイツで結婚し、その後にカナダ法での財産分与における外貨換価日に関する一考察(柴田)

ナダに移住してきた。そして一九八六年に二〇年にわたる同居生活に終止符をうつた。二人の子供(嫡出子)がおり、上は二二歳の男子で、R・M・C(ロイヤル・ミリタリー・カレッジ)に、下は一八歳の女子で、レイクヘッド大学に、それぞれ在学中である。

夫は、コムバスショーン・エンジニアリング会社に技術者として採用されている。また彼はバチエラーラー・オブ・サイエンスの学位を有しているが、カナダで登録しうる工学系の学位や資格を得ようと努めている。別居時(一九八六年)、会社から支払われている年収は約六万ドルであつた。

妻は西ドイツで高校を卒業し、婚姻中は妻・主婦・母親といった伝統的役割を果たしてきた。その間、これといった生活技術を取得することもできず、別居後はパートタイムの仕事を見つけ、年収五〇〇〇ドルほどを得ていた(裁判所は、時給六・五ドルで一週間に一〇~三〇時間、一九八八年は、一〇カ月半ほどの勤務と認定)。彼女は、婚姻中、手に技術のないことと健康上の理由から、当地区あるいは特定事業に就業するための登録労働者人数に含まれていなかつた。別居後の生活費は、パートの収入分と、家を処分して得た金額のうち妻の持分として分割された五万二〇〇〇ドルである。

他方、夫は、婚姻中、前述の家処分代金の分割分のほかに、西ドイツの債券を含め四回にわたり相続によつて財産を取得していた。養子であつたため養父からの第一回目、実母からの第二および第三回目、実父からの第四回目である。第四回目の実父からの相続の際、従前の相続分から五万四〇〇〇ドル相当の「債券」が夫の銀行預金口座に振込まれていた。これが受領された当時のドル換算で四万八〇〇〇ドルであつた。これが離婚手続時に五万六〇〇〇ドルの評価がなされた。この財産が夫の特有財産であつて夫婦共有財産ではないのであるから、妻からの分割請求に応じなくともよいのではないが争点となつたのである。両者の協議不調のため、妻からの離婚提訴中に、新たにオンタリオ州家族法に基づき扶養料支払として財産分割を求めたのである。

2 判決

夫婦均等分割で、夫は妻に二万六〇ドルを支払え。加えて、月一〇〇〇ドルの割合で扶養料を支払え。

3 判決理由

妻側訴訟代理人 J・スニッパー氏

夫側訴訟代理人 K・ドイル氏

一九八八年一二月九日 ゴートウロウ判事担当(口頭による)

本離婚事件は、妻およびその一子カレン・フォーゲルの扶養を中心とするコロラリー・レリーフを求める請求、および夫婦共有財産の分割を求める請求を含むものである。

当事者達は一九六五年に結婚し、その後にカナダに移住した。妻は現在五一歳であり夫は四八歳である。二人の間には二人の嫡出の子がいる。すなわち、R・M・C(ロイヤル・ミリタリー・カレッジ)に在学する二二歳の男子およびレイクヘッド大学に在学中の一八歳の女子である。

夫はコムバスショーン・エンジニアリング会社の技術部門に勤務する者である。バチエラー・オブ・サイエンスの学位を有し、カナダで登録・通用しうる技術上の学位あるいは資格を得ようとを考えている。現在の年収は、勤務先からのもので六万ドル程である。

妻は高校卒業し、その婚姻中は妻・主婦として母親という伝統的な役割を果たしてきた。現在も継続中であるが一年程まえから、市場調査会社で電話調査をするパートタイムで働いてきた。私(判事:筆者注)の理解するところでは、時給六・五ドルで、一週一〇ないし三〇時間分を得ていている。一九八八年は一〇カ月半程働き、税引き五〇〇〇ドル程のものを得て

いたようである。

妻の立場や労働条件をみるに、一九六五年にカナダに移住して以来、労働者人口の枠外におかれていったと思える。彼女は技術もなく、労働経験も不足し、自信にも欠如するものがあった。妻が主張しているように、労働者人口として（名簿に）登載されることに不安を有していた。私は、妻が、婚姻中、妻および母の役割に専念しており、自己の能力につき自信をつけることを充分していなかつたようなので、労働能力の開発充実と婚姻との間に一定の関連があると判断した。妻は健康的にすぐれず、椎間板に問題をかかえており、長時間の立ち仕事や坐っての仕事は困難である。加えて、集中力や睡眠に影響する情緒的・精神的な問題もある。それらが相乗して、妻に極度の緊張やウツ病をもたらしている。

例証された医学上の証拠、すなわち二人の医師の報告書は、双方とも、妻がフルタイムで労働しうる状況にないこと、近い将来それが治癒する可能性の少ないと示している。本質的に、妻の労働は半日仕事に限定される。そこで私は、妻は相当程度にスキーや散歩をしたりまたバイクに乗ることができる点に注目した。しかしながら、このことは實際上矛盾しないが、原告のかかえている問題の療法として特徴づけられうる妻の活動の一側面であると観た。

ところが、妻が申し立てた請求金額は、月額一八三五ドルであり、これには所得税額分は含まれていない。

夫婦共有財産は、一萬ドルで売却することになり、一九八八年一月一六日に売買契約が締結された。諸経費控除後の残代金の半額、約五万二〇〇〇ドルが原告に分与された。

また、別居の時期に関して、いくつかの問題がある。一九八六年一月に、フォーゲル夫人は地階に移転した。訴を提起した当時、原告は不眠に悩まされていたが、その後、同年三月、夫が別居を望むことを記載した夫の弁護士からの書状が送付されてきた。一九八六年九月頃に、その時点で夫が家を出てしまつたので、物理的別居を生じた。しかしながら、同年九月頃まで、証拠を示して夫が次に言うように、準別居があつたといえよう。

(地階への)別居後も、妻は私のベッドを整え、私の物を洗濯し、食事も用意してくれたし、週末には一緒に食事をした。夕食を食べに外出したり、社会的にはオーストラリアン・ボールを行ったりダンスなどにも出かけた。

二人は、自分達がいまだカップル(夫婦)であろう様相を呈しており、二人はその外観を示していた。私は、一週間のうちそれ以外の時間には、二人はともに食事などしていなかつたとの証拠も手にしている。加えて夫はその財務諸表において、財産評価基準月として九月という月を用いていたことが明らかになった。そこで私は、別居は、物理的かつ精神的に一九八六年九月に生起したと結論づけられよう。

夫婦共有財産の問題に戻つて、私は、まず最初に三つの問題点があると思う。その第一は、婚姻中に居住していた住居を、それが争点となつていなければ計算上除外したこと、また各当事者は単純にいつて五万二〇〇〇ドルを受けとれることである。第二は、同様に宝石等貴金属類・家具類および個人名義の所有物等は、当事者間で清算・分割し、それら清算は私の斟酌において計算しえない点である。第三に、ドイツにはフォーゲル氏が権利を有する一片の財産がある。フォーゲル氏は、それは何の価値もないというのである。反証は存在せず、それゆえに計算から除外したのであろう。

別居の当時、夫が以下の財産を有していたことが判明している。すなわち、デインギー(娯楽用小ボート)一五〇ドル、アウディ四〇〇〇(その当時の価値下落を考慮して)一万六〇〇〇ドルである。銀行預金、保険証書および年金証書を処理する一方、コムバス・エンジニアリング会社の年金が家族法委員会に付託されようとしているが、今すぐ私の計算に関係するものではない。しかしながら、夫が所有し、四万一七九二ドルと評価されている年金の一部の貯蓄予定がある。夫は二三四〇ドルの預金がある。また三〇〇ドル余の少額の当座預金もあるが、それは共同名義のものであることから除外した。さらに夫は、一方は五五〇〇ドル、他方は五万五〇〇〇ドルという二種の額面のカナダ財蓄債券および若干の利息分を保有していた。加えて、見込額一四二八ドルにも達する、勤務先のコムバス・エンジニアリング会社の株式

も所有していた。その結果、評価基準日現在、夫の財産は合計一二万二二一〇ドルと考える。

他方、妻は九四六ドルの預金、一五一〇ドルの当座預金、六六〇〇ドルのカナダ貯蓄債券など合計九〇七六ドルを有している。

さらに考慮し注意してみると、婚姻の当時、各当事者が有していた財産の実質的価値は、各事項別にみても同じであり、したがつて双方とも相互に相殺していると判断した。その金額は二三九〇ドルである。

次に、FLA(家族法)第四条第二項⁽³⁾に基づいて控除される財産を扱う。ここで私は次の三つのルールをあげておきたい。
①立証責任は控除請求者にあること、②財産は相続の時点で評価されるべきものであること、③控除された財産から得た収入は、控除財産の決定にあたり寄贈者や遺言者が控除しない旨の文言を作成していない限り含まれないこと、である。

ところで、家族法第四条第二項に基づいて控除された唯一の重要な事項であるフォーゲル氏への相続を扱うにあたり、私はすべてにわたり、かつ詳細について明るいわけではないが、四回の相続があつたことは明白である。⁽⁴⁾ (1)最初は、一九七八年に養父から受けとった総額六五〇〇ドル分である。(2)第二回目は、一九八〇年および翌八一年に実母から三三〇〇マルクを受領した。この二年分は、ドイツ国内で夫名義で口座が開設されていた。(3)第三回目は、夫の実父が一九八二年に死亡し、父は夫に付加価値額を与えた。この額について私は明確にしえないが、相応の金額が(ドイツ国内での夫名義の)口座に加えられていた。(私が得た)証拠によれば、(2)・(3)の金額は、実父死亡の時点で二万二七四一マルクであった。この金額が、一九八七年に引き出されており、当時の為替レートで一万四五〇〇ドルに相当した。(4)第四回目の相続分は、夫の実母名義の家屋を売却した代金の分割額に相当し、それがおよそ七万八〇〇〇マルクにあたり、ドイツでの夫の口座に振り込まれていた。その口座から八万一〇〇〇マルク(あるいは五万六三四七ドル六五セント)を引き出している。

六五〇〇ドルに関する限り、これは夫名義の預金口座に振り込まれていたと判断できる。ただ当金額は、既存の預金額

に混入してしまっており、それを追跡することはできないし、証拠上、夫がその点に関し何らの記録をも有していないことも明白である。もしいずれかの親が死亡した場合、夫はドイツへ行くことになりその金額はそのために利用されるよう夫の預金口座に振り込まれたものであろう。また夫が車を二台購入するためその一部を費消したとされる同じ時期の金銭の出入れにつきいくどか照会もした。が、私は車の購入代金が当該金額から支払われたものであることを確認しえなかつた。しかし、証拠によれば、総じてこれを除外されるべき金額として扱うことは適当でない。

一万四五〇〇ドルに関する限り、私は、全体として当該金額が五万六三四七ドル余の中に含まれないと確認しえない限り、私見としては含まれないと考えない。もちろん、当該金額が含まれるとすれば、その金額を二回数えることはできな。しかしながら再度六五〇〇ドルと同様の問題にぶつかる。それを追跡調査することはむずかしいし、私の見解に確信を与えるものでもない。ただ、その金錢の一部が現金払のために用いられたという証拠が若干認められ、それが車購入代金にあてられた。がしかし、六五〇〇ドルという金額と抵触するに至っている。とにかく、私は財産のいすれにも、その金額を結びつけることはできない。またそれゆえに、六五〇〇ドルは夫の財産に含まれないのである。証拠上も、まさに充分明白でもないし適切でもない。

ここで私は若干の問題点を指摘したい。それは以下のとくである。すなわち、夫が一九八七年一〇月二一日に、自分の口座に振込み預金された五万六三三七ドル一〇セントを取得したという点に注目したい。それは第四回目の相続を反映し、その時ほぼ同時に夫は五万五〇〇〇ドル分の債券を購入した。さらに私が留意しようとしている他の点は、ドイル氏が次のように計算してくれた。すなわち、もし被告の母からの相続で得た利息が五万六三三七ドル一〇セントから差し引かれた場合、最終的には五万四三一四ドル五四セントになると。私はまた、被告名義の債券すべてが彼の相続分による購入を表示するものではないと考えている。けだし、被告の給料からも預金していたこと、また被告が「自分は、給料積立

保険からカナダ貯蓄債券を購入していた」と証言していることに注目するからである。

さて、原告代理人スニッパー氏は、一つの結論として、一九八二年の財産の売却が七万八〇〇マルクに達し、他の収入分それぞれ三三〇〇および一万四五〇〇マルクを加えて、総額九万五八〇〇マルクとなるがゆえに、五万六〇〇〇ドルあるいは五万四〇〇〇ドルという金額を(被告の特有財産と)認めるべきではないと論じた。その当時の交換レートは、2(マルク)対1(ドル)であった。ゆえに、もし後者の金額(九万五八〇〇マルク)を交換したとすれば四万七九〇〇ドルを得たことになる。これが用いられるべき金額である(もちろん、もし一万七八〇〇(三三〇〇+一万四五〇〇)マルクが持ち出されたならば、四万七九〇〇ドルは八九〇〇ドルの減額をみるであろうことに注意を要する)。

私がこの主張を正確に理解しているものとして、増加分、すなわち五万四〇〇あるいは五万六〇〇〇ドル分は、一九八二年から一九八六年ないし一九八七年の間のマルクとドルの交換レートの差を意味すること、また、これは、もちろん、第四条第二項にいう所得を構成することを、スニッパー氏は説論する。彼の論旨は、当法廷で用いられる所得に広義の解釈をなすべきであるということである。彼は、被告フォーゲル氏は為替市場で投機的投資をしていたと主張する。

この主張は、それに初めて接した場合、人の関心をよぶ論旨である。しかしその論旨は人を惑わす論旨であると思う。けだし、現実は、交換レートがそれを同等視するに当てはならないということである。一九八二年当時の被告フォーゲル氏の相続財産額は七万八〇〇〇マルクであった。銀行口座から引き出された利息控除後の価値は、たとえその金額が交換レートから今日現在より多額のカナダドルに交換されようとも、いまだ七万八〇〇〇マルクである。

思うに、もし被告がカナダで土地を相続し、それを一九八二年に売却し代金七万八〇〇〇ドルを銀行に預けた場合にも、同様の原則が適用されよう。彼が当地にその金額を残し利息を得ているとしても、問題となっている金額は、依然として一九八七年現在でも七万八〇〇〇ドルにすぎない。たとえ一九八七年に被告が優雅な年を過ごすためドイツに行くことを

決心し、その財産をマルクに換え、また被告が一九八二年に得たマルクを二回にわたって得たとしても、同様である。加えて、私は、被告が国債為替市場において財産を自由に用いあるいは投機を行なつていたという現実的証拠を何も持ちあわせていない。

以上のような理由により、この仲裁付託を却下せざるを得ない。けだし、第四条第二項に基づいて控除されるべき相続財産として、五万四三一四ドル五四セントという金額を受領していることからこの結論に達したのである。

そこで私は、被告フォーゲル氏の一三万二二一〇ドルの財産から、第四条第二項により除外される五万四三一四ドルは控除されるべきだと判断した。その結果、六万七八九六ドルの金額となつた。この金額と妻が有する九〇七六ドルとの差額は五万八八二〇ドルであり、平等な金額は、この二分の一、すなわち二万九四一〇ドルである。この後者の金額から、妻が受領しそれが夫による財産分与分であるとして、ホンダの価値に相当すると委員会により承認された額、すなわち九三五〇ドルが控除されるべきである。けだし、実質的平等な支払額は、妻の場合二万六〇ドルとなる。思うに、この金額は、一九八七年七月一日から判決の日までの利息を含むものである。

すでに述べたように、夫の年金はここでは取り扱わない。それは将来の年金の現時点の価値を算定するオタワの(連邦政府の)家族法委員会に属するからである。保険統計上の報告を得るに必要な情報すべてを示すよう夫に要求する命令を承認する。このために保険計理士との交渉権を彼の雇傭主に付与する命令をも認める。保険計理士の報告書作成費用は当事者の平等負担とする。また報告証明書の費用は当裁判所の負担とされよう。この点につき私は、被告側訴訟代理人ドイル氏の要求、すなわち、被告は、コムバス・エンジニアリング社に対し、今後いつ発生するかも不明な企業不況時代に関し、随意に年金査定委員会に証拠書類を提出しうるという要求、また年金の有するどのような効果も彼女(原告)へのサービスに用いられるべきであるという要求をよく認識している。

離婚法第一五条⁽⁵⁾に基づく妻の扶養項目を扱うにあたって、妻は次のように主張する。自分は、現実には五一歳であり、二二年間社会的な仕事から遠ざかり、実社会の職業・経験そして才能も持ちあわせていないという単純な理由から、いかなる有意義な基準をもつてしても労働者人口に加えられるとは思えない、と述べてる。妻は自分自身のベストを尽くしているし、今日われわれが彼女の行動を観ても、彼女はこの時期に自分自身がベストの状態にある。すでに述べたように、彼女は経験不足や、二二年間に大きく進展した技術や技能に対する自信の欠如を主張し、また肉体的情緒的双方からの健康の不充分なことをも主張する。このような彼女の立場からみた生活費の必要最低限度は、月額一八三五ドルであり、しかもこの必要額は婚姻に関連するものだということである。

現時点での私の結論は、妻は年に約六五〇〇ドルの収入を得られるのみである。妻の主張からみると、六月以降、被告夫から月額一五〇〇ドルの支給あることを求めているようである。また、別に子供の養育料の支払いも求めている。他方、夫の主張は、妻は労働に従事すべきであり、彼女が立ち直りさえすれば労働できるはずである。また就労への気力を奮い起こすべきである。彼は、この点につき多くの言葉を語っているわけではないが、換言して明確にすれば、妻は言い訳・弁解をするよりも、むしろ自分自身を奮起させるべきだというのである。弁護士を通じて被告フォーゲル氏は、ペレチ事件⁽⁶⁾での原則は、当事件にも適用でき、妻の必要額は婚姻に起因するものではなく、また婚姻中に生じたものでもない。それゆえに、単に伝統的な扶養問題として済ませるべきであると反論・主張する。加えて、妻は求職に精を出していないし、彼女自身の健康問題は、①充分に立証されていないし、また⑥婚姻によるものでないとも主張している。

妻の肉体的情緒的な健康問題が、すべて婚姻に帰因するものか、あるいは婚姻中に生じたものであるかは不明であるとしても、私は全面的に賛成するわけではないが、妻の健康上の問題の幾分か、特に情緒的な面と自信の欠如とは婚姻に關係あるものと判断する。この点に関して、妻は自分の能力を過少評価したり、あるいは性格の強さを過少評価したり軽べ

つしたりあるいはさげすむことによつて、夫から援助・助力を得ようとしているとは到底思えない。私は、これが自分の自信・記憶力や集中力の欠如、およびストレスの問題に寄与していたものとの感じを受けた。

各配偶者の条件・資産・必要性およびその他の状況、配偶者が同居していた期間の長さ、果たされた職分などを考慮するよう要求しているF.L.A第五条第五項⁽⁷⁾および第七項⁽⁸⁾に注意しつつ離婚法を論ずる場合、私は、この女性が二二年間、社会的な仕事から遠ざかっており、それに対応しうる十分な経験や技術を持ちあわせず、病的に引っ込み思案で気の毒なくらい情緒不安定であり、自信も欠如し、睡眠不足・記憶および集中に伴う緊張・ストレスといった問題がある。また五一歳であることはすでに触れた。そのような問題については、二人の医師の二通の報告書により確認されている。妻は、配偶者たる夫と二〇年間の同居生活をし、そこでは専業主婦および母として伝統的な役割を果たしてきた。

(第五条)第七項を考えるにあたり、私は、どのような経済的利・不利が婚姻からあるいは婚姻の崩壊から生起したかを考慮せねばならない。また、婚姻の崩壊から発生する配偶者の経済的困窮を救助せねばならない。また同時に、実現可能な限り相当な期間内に各配偶者の経済的自立を増進することを要する。私からみて、この五一歳でかつて職に就いた経験を有しない女性に、最近の二五歳の若い女性と並んで、再教育を受けたり新たな職場をさがすこと期待するのは、現実的とは思えない。妻は、健康上も資格の点から考えても問題をかかえている。また前述したように、これらの問題は、一部には婚姻が寄与している。彼女が、現時点でなしていること、すなわち半日仕事以上のことをなしうると結論づけることは現実的とは思えない。私は、彼女はフル・タイムの仕事に挑戦していだし、その能力やおかれた環境といった背景の中で、最大の努力をはらってきたと思う。

他方、被告フォーゲル氏の立場を考えるに、原告(妻)は、現在、総年収六ないし七〇〇〇ドルを認められるにすぎないと結論に、私は達した。(これは、実際に半日仕事分までの額に達していないので増額されるべきであろう。また、将来も

同じように若干高いレートで増額されるべきであろう)。私は、彼女は居住家屋の売却代金から五万二〇〇〇ドルを受け取れると述べてきたし、彼女自身九〇〇〇ドルの貯蓄を有し、その他夫の財産からの平等な分割分二万ドルを得、結局、彼女には八万一〇〇〇ドルを手にするということになる。もしわれわれがこれらの手続きや再調査費用に関する彼女の現時の出費を控除しうるとしても、彼女は、無論若干の収入を生み出す元となる、貯蓄という方法で残された差し引き七万五〇〇〇ドルを有すると判断した。もし八ないし九%の金利を仮定した場合、彼女は六〇〇〇ドルほどを得ることになる。これに彼女のサラリー分(約六〇〇〇ドル)が加えられた場合、年間一万二〇〇〇ドルを得ることになる。

思うに、原告は(税込みで)年間約二万四〇〇〇ドルの所得を必要とし、それは合理的な要求である。それゆえに、彼女は年間一万二〇〇〇ドルの付加利益を要求できる。よつて私は、被告に月額一〇〇〇ドルの扶養料支払いを命ずる。これは累加基本額に毎年スライドされた金額分が上乗せされる。そのスライド分は、消費者物価指数による上昇分あるいは被告たる夫のサラリーの増額分のいずれか少ないものとされる。この増加分は前述の累加基本額に上乗せされるべきである。

生命保険の点については、雇傭主から被告に支払われるよう、夫に、団体保険証書を有効に維持保有することを要する。また夫のサラリーを二本立てに構成することを要し、これが夫にとって有効である限り、また彼が扶養料を支払つている限り、効力を有する。

子供に対する扶養料は、月額四〇〇ドルの割で支払うこととする。

無論、離婚は認容される。

三 研究

以上が、最初にお断わりしたように事実の概要・判決の主文および理由の全体であるが、なにぶんにも急いで訳して全体をみたという点から訳語や文意に不正確さや整合性を欠くところもある。この点は後日に正確性・整合性を期したい。不充分な訳ではあるが、これを手がかりに、本件についてどのような点が問題となるか、またなつたのか、それをどう解釈したのか、それが妥当であつたのか等を、以下検討してみたい。

1 当該事件の事実関係をみると、財産分与の請求をした妻は、手にこれといった技術・技能もなく、また、自分自身が病身であるためか、そのような技術・技能を身につけようという積極的希望ないし意思をそれほど強く持っているわけではない。しかも、婚姻中、外で働くということをせず、ずっと家事に従事して今日まで生活してきた五一歳の（日本流にいえば）高卒女子である。このような立場にある女性の場合、カナダでは、社会的扶助例えは生活扶助料や年金を得るには不利な立場に立たされている。事実、担当判事も指摘しているように、対外的労働の場から遠ざかり、自分自身の生活の資糧を得ることについての妻の無能力は、多くの場合、婚姻に関係している。独身の間や無子の夫婦の場合はともかく、長期にわたって伝統的な婚姻関係が継続していたが、それが不幸にも離婚といふ終末を迎える、妻がみずから生活を自分で支えなければならない日が来ようなど、安定した暖かい楽しい日々の続く結婚当初はいうに及ばず、その後の婚姻生活の中で予見しうるものであろうか。自分の将来の生活費を蓄えよといつても日常生活費の中からどうやって工面せよといふのか。今日の生活費を明日も期待しうるかといえば、それは不確実で保証しえない性質のものである。それをよいことに、夫が財産の分与を拒絶し、しかも婚姻中になぜ将来を考えて手に技術をつけたり財産を蓄積しておかなかったのかと妻を非難してもはじまらない。夫が妻を非難しうる要件は、時間的経費的に余裕があつたにもかかわらず、妻が自己

の都合により、自己の生活維持に必要なあるいは充分な技術習得および蓄財をしておかなかつた場合であろう。

事件の内容をみて興味ある点は、一般論として、財産分与にあたり必要不可欠ないし充分な関係が存するか否かを判断するのに、配偶者の過去の態様・行為を考慮することになるが、その点につき担当判事のかなり好意的な態度がうかがえることである。生活費については、支払者側が「有責者」、受取人側が「善意者」であるとの理由で支払われるものではない。実際、いかなる道徳的・倫理的な思慮分別のない支払者の行為も、逆にいえば受取人側に経済的意味で何らかの影響を与えることである。当事件において裁判官は、夫婦共有財産の分割にあたつて特に支払者の行為の経済的効果を考慮して判断を下しているが、財産分与あるいは扶養料支払請求事件において、一般にそのような事情を考慮しなくてもよいとの理由はない。そうならば、裁判官は支払者側の不品行・不行跡をも考慮しないであろう。また自己目的のような行為も考慮すべきでないだろう。単に、当事者間の相互作用が経済的保護の必要や逆に経済的不利益の惹起を検討するためには、当事者間の婚姻生活が平生どのようにあつたかを調査する必要性があろう。

当事件においてゴートウロー判事は、カナダ離婚法に基づく「生活費」は消費者物価指数に応じてスライドさせることを認めている。すなわち、現在の社会的経済的事情を考えるとかなり昔の事件であるウルスイニー事件⁽⁹⁾の判決は、もはや先例として拘束力を失つていると判断したのである。またリントン事件⁽¹⁰⁾も参考にならう。ウルスイニー事件担当のキーリーン判事が、判決文中で家族法における物価指数に関する規定を適用することを含ませているのに対し、当事件のゴートウロー判事は、消費者物価指数(C. P. Index)の低率のほうかまたは夫の収入の增加分のいずれかを選択しうる方法を採用した。増加分は本来の基本的支払分をすでに形成しており、より複雑な様相・効果を呈することになり、両判決の説示するところの差異がここに示される。リチャードソン事件⁽¹¹⁾でのラ・フォレスト判事のコメントは、この点についての近年の控訴裁判所の唯一の政策的説明を行なつてゐる。コメントの内容は、一般的にみても十分ありうる出

来事として物価上昇を容認しており、スライド率を消費者物価指数におくことを支持しているように推量される。しかしながら、この点は必ずしも明確ではない。しかも弁護士たちはそう簡単に消費者物価指数説を容認しないであろう。扶養料支払申立のあつた場合、支払者の給与の昇給または当事者の経済的環境の変化もしくは経済情勢に対応して、一般に消費者物価指数が扶養料増額の算定基準の一つに考えられる。が、かつてメシアード・ラージュ事件⁽¹²⁾においてこれが考慮された当時、はたして消費者物価指数の採用が適切であつたか否かまた適切な指数とは何かが判決後に問題となつた。とかくこの種の統計数字などあてにならないものが多いのでこのような疑問が出された。

ところで、ゴートウロー判事は、また、相続財産の除外を求める夫の主張にも立ち入つて判断している。判事は、金銭が金融機関の預・貯金口座に振り込まれ、他の既存の預・貯金と混和してしまったがゆえに追跡調査ができないし、またすべきでないとする。もし夫が入金や預・貯金の引出しの正確な記録や引出金で購入した物品・商品などを保有していたならば、その預・貯金は、コモン・ロー や エクイティ上の追跡調査手続を用いて追跡調査することも可能であろうという。しかしながら、本件においては夫が入金額・引出額・購入品の記録ないし一覧表などを保有していないことが明らかにされた。その結果、追跡調査ができなくなつたのは資産の混和のゆえではなく、預・貯金の預入れ、引出しおよび振込についての口座の制度的欠陥のゆえであつた。⁽¹³⁾

離婚に伴う財産分与について、本来あまり問題とはならない相続が、本件については問題とされた。なぜならば、他の通貨ないし財産の相続であつたため、カナダ通貨であるドルに交換する必要があるためである。カナダの「通貨及び通貨交換法」⁽¹⁴⁾ 一条によれば、判決における金額はすべてドルで表示することを要求している。本件においては、ドイツの債券を元手にカナダ貯蓄債券が取得されている形跡が明白であつたので、通貨交換の問題はあまり注意をひかなかつたようである。ゴートウロー判事は、マルクの価値の増加は元手の部分であつて利息の部分ではないとみている。それゆえに、

もし通貨の形で残存しているとすれば、別居の当時に除外されるカナダドルでの通貨価値である。

それでもまだ判別困難な問題点を生ずる。すなわち、外国通貨がそのままの形でいまだに外国に存在しており、それゆえに元手たる財産（除外されるべき財産ではない）とされ、純然たる夫婦共有財産として一覧帳簿に記載されねばならない点であろう。もし通貨交換レート（為替レート）が、別居時と判決時とで同じであれば、別段の問題はない。しかし、増加していた場合、その増加分は分割されるべきではないだろうか。逆に減少した場合は、減少したままで分割すべきなのか。いずれも判決時を基準とするか、別居時を基準とするかにより差異を生ずるので、いざれにせよ両当事者にとっては重大関心事である。このジレンマは、その資産が当事者にとって唯一の分与対象財産であり、金融市場での為替レートの変動で下落傾向にあれば、前述の点はより明白となろう。本件において、平等化が現実の不均等な分割をリードしている。

もし外国通貨が財産として、たとえば会社の財産のように考慮されることを要しよう。⁽¹⁷⁾ しかしながら、ゴートウロー判事が指摘しているように、五万マルクは相変わらず五万マルクなのである。それは場所的に変更されたある一定地域の通貨なのである。伝統的な為替レートに関するルールは、あきらかに「公正」と思われる時点での交換を認めている。⁽¹⁸⁾ 問題は何が「公正」かを決定することであり、本件において通貨換算問題が判断回避をされたように、金銭を一般に「夫婦共有財産」といわれている不動産などと同一に取り扱いうるかどうかである。

ところで、従来の通貨交換レートは、「公正」あるいは「妥当」とみられる時点でのそれを認めるということであったが、研究者・実務家の中にはこのような立場に反対の意見をもつ者も多いと聞く。本件では、通貨交換レートについてどのように扱っているようにも見えるが、やはり従来からの伝統的な法体系であるコモン・ローに範を求めて判断すべきではないかとの見解に立つものと思われる。

2 コモン・ローにおける議論

コモン・ローに拠る判決の下では、カナダ通貨であるドルへの交換レート決定時は、被告に引き続き発生している支払怠慢を確定する予審の訴訟原因の発生した日とされている。⁽¹⁹⁾ 法の意図するところは、訴訟原因発生時現在、原告の被つた不利益につき、利得をした他方当事者にそれを補償させることであり、また、当事者の一方に有利になる交換レートの日時を判決で決定することにより、その当事者を有利な立場におくことではない。このような見解は、少し古い判決であるが「S・S・セリア対S・S・ウォルターノ」事件⁽²⁰⁾においてすでに論じられている。

コモン・ロー上の、通貨交換に用いられている「違反日の原則」は、判決の遅延の結果生ずることの多い交換レートの推測という状況から両当事者を解放している。「ザ・ティー・フー」事件⁽²¹⁾では、「この点を明示している。

「レ・ホーキンス」事件⁽²²⁾では、メガリー判事が次のように述べている。「既決の事例から類推して引用される『類似の原則』はいずれも、交換レートに関しての推測を解放するためには、日付を遅らせるよりも早めに交換レート基準日を採るべきである。」⁽²³⁾

「違反日の原則」に対し、二ないし三の例外がみられる。その第一は、未払額を確定するための計算を求める中に、その請求が、清算しえない額を含む場合、計算日は通貨交換を行なっている日、すなわち交換業務日である。この点は、「マナーズ対ピアソン・アンド・サン」事件⁽²⁴⁾の判決で一定の結論が出されているというのが大方の見解であるが、その後の研究の成果から、当判決が、計算が訴訟原因の発生する以前に行なわれたに相違ないとしているのか解釈が分かれているようで、全く例外とは言い切れないのではないかと思う。

第二は、近年のイギリスの判例⁽²⁵⁾では、契約書の上で支払うべき金額として外国通貨を明記している場合、原告は、外国通貨での支払を求めてイギリスで訴訟を提起する権利を認められた。支払金額を外国通貨で表示した場合、その後に生ず

る、判決に基づく強制手続の開始された時点で、国内通貨に換算変更しうるとの趣意の判決内容である。このような情況の下での国内通貨への換算時期は、裁判所の判決が国内で効力を発生した日である。

第三は、やや問題である。将来発生するかもしれない損失(たとえば、個人の傷害事件にかかる将来の得べかりし所得など)を求めた場合である。これは、本稿でのテーマには当面関係のない点であり、未解決の部分であるといえる。

「ガティノウ発電会社対クラウン生命保険会社」事件⁽²⁷⁾で裁判所は、一九二七年の「カストディアン対ブラウチャー」事件⁽²⁸⁾、および判決上の通貨の交換は違反日現在であつて判決日ではないとの主張の先例としての「セリア」事件を引用している。「カストディアン」事件は、アメリカドルで支払を受けられる配当金付株式を財産中に含んでいたし、裁判所は、通貨交換レートは「債務が弁済期に至り支払いようになつた日現在」であると判示している。訴が提起される日まで、あるいは判決が「交換のための日時」として「単なる混乱の結果」と示す日まで待つことは、「偶然かつ不確実な事件あるいはいつ彼が自己の権利を確立しうるかに関する請求者の選任」によつて、変更されるであろう。

「ドリーナ・エント・リミテッド対ウイルソンハーフエンデン」事件⁽²⁹⁾において、「ガティノウ発電会社」事件の判決が先例として引用されている。すなわち、「損害がそれを評価する裁判所の容認する通貨以外の通貨で評価されるべきである場合、国内通貨への換算のための適切な日時は、その損害の発生した日であるというコモン・ロー上の一般条項」に関する権威として引用されている。

「ミリヤンゴス」事件は、従来の「違反日の原則」を覆えすことを意図していたのではなく、単純にそれに対する一例外を示したにすぎない。それに対して本件フォーゲル事件では、多くのオンタリオ州裁判所では、「違反日の原則」を覆えず判決として受けとられているようである。

「バタビア・タイムズ」事件⁽³⁰⁾およびこれに続くいくつかの事件⁽³¹⁾が、外国判決の強制力の問題を扱っている。それらの判

決は、外国通貨で表示された国内判決が下された場合(たとえば、ミリヤンゴス事件のように)、そこで認められた対外国契約に類似のものであると最大限の理解が示されている。「バダヴィア・タイムズ」事件判決を先例として出された一連の判決は、本来の支払債務が発生したその日時に基づく外国判決により支払額を換算するよりも、むしろ外国判決が「判決の相互発効に関する法」⁽³²⁾によりオンタリオ州法下での判決となつた場合には、その外国判決はその時点で国内判決と化したわけであるから、当然にその時点でカナダ通貨に換算されるべきであると主張する。⁽³³⁾これは、結局、前述した「ミリヤンゴス」事件に依存しているといえる。

一般原則たる「違反日の原則」の例外としての「ミリヤンゴス」事件の判決評釈は、判決自体でのウィルバーフォース卿による次の二節に詳しく述べられている。⁽³⁴⁾

私は、自分自身のために、現時点で我々が関心をもつそのような主張に対し、違反日の原則の変更についての私の賛意を若干制約することを明確にしておきたい。すなわち、外国通貨による債務あるいは根拠法が外国法である契約により発生した外国通貨で支払うという金銭的特質を有する債務の請求に対し、また計算額および支払額が当該国の通貨あるいはその他のある国の通貨であつて英國通貨でない場合の請求に対して違反日の原則を変更すること、である。

外国判決が国内判決に変更された場合、外国通貨を国内通貨に換算する基準日については、「アム・パック・フォレスト・プロダクツ社対フェニックス・ドアーズ会社」事件⁽³⁵⁾において判断された一般的な「違反日の原則」に対し、唯一の例外として確立された判決が「ミリヤンゴス」事件であることはよく知られている。これに続く類似事件の諸判決においてもこの原則について触れられている。

「ウイリアムズ・アンド・グリンズ銀行対ベルキン・パッケージング会社」事件⁽³⁶⁾で、地方裁判所段階では、「ミリヤンゴ

ス」事件判決の適用可能性は、特にカナダでは寛容に取り扱われているように思える。

「N・V・ボシヴァー・S・A・対センチュリー生命保険カナダ社」事件⁽³⁷⁾での連邦控訴裁判所の決定は、一九八〇年八月に、連邦最高裁判所へ上告され、そこで上告審の審理が終結し、認容の判決が出ている。この事件は、交換レートが訴訟提起時までに〇・四〇七八から、〇・二二九六と一・七八二ポイントも下落したため、損金支払の金利確定時をめぐつて論争していた事件である。この事件の決定でハッジソン判事は、「ミリヤンゴス」事件の判決は、カナダでの同種の事件に適用するに適切な原則たる法規とはいえないとの考えを明らかにした。⁽³⁸⁾

今まで、この種の事件につきカナダ最高裁判所により採用され認容された原則は、「……裁判所の表示した金額の換算は、違反日現在であるべきだ。」ということであった。

被告は、英本国の上院で定められた先例に従うより、またよりフレキシブルな考え方(原則)を支持して旧態な違反日の原則を捨て去るよう、われわれに繰り返し懇請してきた。英本国での先例は「ミリヤンゴス対ジョージ・フランク織物会社」事件であり、「デスペイナ・R」事件⁽³⁹⁾である。

遺憾に思われなくもないが、最高裁判所で採用された原則を当裁判所が自由に変更しうるとは思えない。もしそのように自由になしうるとすれば、通貨の換算にあたり、今日の交換レートで行なうことを命ずるに何のちゅうちょもないであろう。エクティすべてがその考え方を指摘している。原告はベルギーの会社である。一時的損失のほとんどがベルギー国債によって生じた。もし支払いが一九八〇年二月一日でなされていたらば、原告はカナダ国債を購入することによつて自国通貨と引き換えに投資したであろうと考えるに何の理由も不要である。これは、実際に、われ

われが「違反日の原則」を今後とも適用しようという結果である。今日の大規模かつ急激な通貨変動の生ずる情勢において、旧態然としたものとあまり変わらない融通性なき原則は、私からすれば、不適切きわまりないものにみえる。しかし、再度繰り返すが私は我々がそれを変更しうるとは思えない。

一九八四年の「ファースト・ナショナル・バンク・オブ・オレゴン対A・H・ワトソン・ランチング会社」事件⁽⁴⁰⁾で裁判所は、またもや前述したカナダ最高裁の判決に拘束され、「ミリヤンゴス」事件の判決を適用しえないとの見解を示した。

カナダ通貨法一二条⁽⁴¹⁾は、すべての判決・命令は、それが連邦・州いずれで出されようとも、カナダの通貨で明示することを要求している。また裁判所に、「ミリヤンゴス」事件でなされたことをカナダで行なわないように、すなわち外国通貨での訴訟・判決をカナダで提訴しないように、また原告に判決を国内で強制する許可が承認された場合その時点での通貨レートで外国通貨を国内通貨に換算することを承認しないよう求めている。この点で、外国での判決を国内判決に変更する場合を除いて、「ミリヤンゴス」事件とその後の英本国判決とを区別することは、外国通貨のみの事件に判決を下したことへのカナダ各裁判所の無力さを示すものである。「違反日の原則」は、かくして、カナダにおいても適用され法的効力を有する法原則なのである。

たとえ「ミリヤンゴス」事件が、(1)「違反日の原則」を覆えそうとする判決であり、(2)外国判決の事例であつてかつ「違反日の原則」の例外であるとしても、そして、(3)「違反日の原則」を支持してかつて判示されたカナダ最高裁判所の先例をカナダでは適用しないもの、とカナダ国内で解釈してみてもそれぞれ無理はあるが、第二の見解が妥当ではないか。カナダでもこれが定説のようである。

「違反日の原則」に対する第二の例外的・除外例的立場であつても、計算を要するところの未払額請求に関する最初の

除外例であるミリヤンゴス判決は、今でもカナダで通用している判例法である。このような情況下での換算日は取引勘定日というのが一般論である。たとえば、課税に要する費用支払命令は、課税命令の日付でカナダドルに換算している。⁽⁴²⁾ 裁判所は、「違反日の原則」が適用される不法行為上の未払損害金と、費用の「勘定」あるいは査定が、一定額が支払期日に達したり未払いになる前に要求される場合の「費用」の裁定との間に差異あることを認める。

3 家族法関係判例による議論

たとえ海外資産の処分がFLRA(家族法改正法)の下での問題の一つであつたとしても、誰も為替レートの問題や財産評価日を、それほど重要な問題として配慮した者は今までほとんどなかつたようである。裁判官の多くも、財産の評価・価値を決定する日時としてより適切な日を考慮せず鑑定人等の示した評価日をいとも単純に採用していた。これを示す好例が、一九八四年の「ズペット」事件⁽⁴³⁾ではなかろうか。本件は、別居時期を一九八一年五月と判断され、判決は一九八四年七月二〇日になされた。この判決の中で裁判所は、夫婦がフロリダに有していたコンドミニアムの財産評価日を売却日（一九八二年五月二十四日）現在とし、またカナダドルでの財産評価にあたり、その日のアメリカドルとの為替レートを用いたのである。形式的には、きわめて明快な判断である。しかし、適切な為替レートが家族法上の財産分割や処分の問題とされなかつたのに対し、別居の日と判決の日の間における財産の評価額の高騰や減少のほうが問題とされた。

「ヤング対ヤングに関する」事件⁽⁴⁴⁾における控訴審では、審理開始日が財産評価の日付として適切であると判示した。そのような判断をすることで裁判所は、一九七七年当時、配偶者が財産分割に何らかの形で関係する権利を有する場合でも、最終審の判決日はその者の権利に何の影響も与えないと考えていた。しかし控訴裁判所は、別居日以降、財産の登録・登記済所有者が財産評価額の自然増分を利益として取得してしまうことから、その事態を回避防止すべく、判決日現在の財

産評価額の均等分割という考え方を示し、それを保証するために財産評価日を判決日とすることにし、両当事者間に財産分割にあたって不公平のないよう図った。その理由としてウイルソン判事(女性)は、FLRA第四条は財産評価日につき何も示しておらず、単に権利取得の日にについて示しているにすぎないと判示している。このように、財産評価日に関する事例は、前記の理由からFLRAの下で決定されるどのような事例と比較しても、容易に見分けがつこう。

FLRA第四条第一項では、「財産評価の日」は、あきらかに両者が再度共同生活を始めるということに関してもはや何の合理的期待も持たえない状況になつた別居の日か、あるいは離婚が容認された日のいづれか早いほうの日と定義している⁽⁴⁵⁾。しかし財産評価については、たとえば廃業日のようにある特定の日時が指定されるべきである⁽⁴⁶⁾。「ケリー」事件では、財産評価は別居日現在で行なうこと、FLRA第四条第一項は財産評価の日を限定しようとする規定であること、審理開始日は新立法の下では不適切な日付であること、また別居日と審理開始日との間の価値の急落の動向は、FLRA第五条第六項の下で「不合理」な裁定を示さないであろうことの主張の先例として引用される。この事件でポツツ判事は、FLRA第五条第六項に規定されている要件のほとんどは、財産評価日以前に存する諸状況に関係すること、また第五条第六項の下での不適切な財産評価に続いて、価値的に下落傾向を示していること、との評釈を加えている。「ケリー」事件の結論は、「マクドナルド対マクドナルド」事件⁽⁴⁷⁾で、当事者が財産評価日と審理開始日との間の財産消耗分を金銭的に分配するため法定信託制度を適用する、との一言で無効とされた。換言すれば、法定信託制度は、将来起るかもしれない財産価値の下落に備えて、分配にあたり財産評価日現在の各当事者の「実質的(現実的)夫婦共有財産」を確保するための調整制度である。

この判決の付帯意見で裁判所は、もし法定信託活用の決定が適切妥当でなかつた場合には、別居日と審理開始日との間の財産価値下落の結果として、下落幅の大きいことを根拠に「ケリー」事件判決を無効化してしまうよう、FLRA第五

条第六項を適用したであろうと判決文中で述べ、フォアステル判事の見解に従つて「合理的とはいえない」二分割を行なつた。このような見解が裁判所間でも起きているのに、「ケリー」事件判決は、財産評価日後の価値の下落につき何らの調整も行なわれるべきでないとの主張から、「フェン対フェン」事件⁽⁵⁰⁾で再度引用された。

四 結論

F L R Aは財産評価日現在での平等な財産分割請求権を配偶者が保有することを規定している。が、支払日が到来し支払可能となるような、裁判所の計算した金額を要求しうることまでは至つていないとと思う。⁽⁵¹⁾ したがつて、「フォーゲル」事件が、違反日の原則に対する最初の除外例として適用をうけるようには見えないし、さらに違反日が、未払の損害賠償請求の本質に表われている財産の評価日であると考える人もいる。しかし、明確な評価日を見い出しそれを両当事者の納得を得られる日と考えるのは、日本人的発想なのであろうか。

F L R Aが「財産評価日」という概念を明規しているので、これに適合する日付が通貨交換のための適切な日付ということであり、また評価日以降たえず変動する金利はあてはまらず、ケリー事件での判決要旨からみてF L R Aの第五条第六項に定める「不合理(ないし合理的でない)」との結論に相当しない。

裁判所は、「公正さ」のルールに基づき、以下の原則によつてこの結果を回避しようとしている。

- (1) 裁判所法第一四〇条の規定から、判決前の利息の利率を調整すること。
- (2) 実質夫婦共有財産の計算額を変更すべき法定信託制度を用いること、および平価切下げの効果を両者間で均等化すること。⁽⁵²⁾
- (3) 本件判決全趣旨からすると、たとえ別居日が財産評価日であるとしても、当事者に帰属する支払債務額は、裁判所

によつて計算がなされるまでは帰属せず払わざともよいと判断されていること。したがつて、通貨交換は、違反日の原則の例外に基づく判決日であると判断されていること。

(4) その後の、しかも急激な交換レートの変動に遭つた場合の平等な分割は「不合理」であると判断されること。⁽⁵³⁾

(5) 「ミリヤンゴス」事件および「ヤング」事件は、判決日が通貨交換を決定する日であることを求めた事例であること。

以上の五点においてである。

思うに、伝統的に、外国通貨の交換レートは、「それが公正であると思われるその時点で」の変更を認めるべきでない。通常の財産取引の場合には、判決日が通貨交換はもちろん、国内の取引においても一般原則とされているのに、家族法の分野に関しては、違反日の原則とされているのか不可解であり、適用しえない理由はないものと思えるのだが。

わが国においては、客觀性および合理性という理由であろうか、口頭弁論終結時を基準にして評価するのが一般的原則とされていると思われる⁽⁵⁴⁾。わが国との対比をもう一步進めて行なうことを初めに断わつておきながら、論を進めているうちに枚数の関係もあり、端折る破目になつてしまつた。この点については後日またあらためて検討してみたい。

財産分与は、いざれの当事者にとつても離婚後の生活を考慮すると重要な関心事といわざるを得ないため、勢い鋭い舌鋒で一方はより多く支払わせようと考へ、また他方はいかに少なく済ませるかで論争となるわけであるが、結局、わが国などは夫婦財産制との関係で、女性の側が少ない金額で納得せざるを得ない、ないしはさせられているのが現状である。この両者をリンクさせつつ夫婦財産制の問題解決をはかることが必要であることを痛感している。今後この分野での研究を進めいきさかでも貢献できうればと希望している。

注

- (一) Vogel. v. Vogel, Ontario Supreme Court (High court of Justice), Gautreau L. J. S. C., Judgment-December 9. 1988. いの事件は、離婚訴訟中に妻からの財産分離および財産分与請求が提起されたため、出伏せは Vogel v. Vogel, Vogel v. Vogel ふれられたが、いのよろな事例では、後者の省略される例が多い。
- (二) 専門外であり、またカナダ連邦法典をよく検討したわけではないが、当地帶在中に友人から聞いたといふでは、カナダでは就業するにあたりトニー・コリオンに加入していふのが労働法で要件とされてしまう。したがって本件の原告のよる「コリオンに加入していない者はフルタイムで雇ひてもいいえ、パートタイムで賃金を得ねどもしない」とはだんだない。
- いの点は、いの判決理由の部分にも再々出てくる。(本文六一、六四、七〇の各ページ)。
- (三) E.L.R.A 第四条第二項では、実質的夫婦共有財産を限定するにあたり、六項目をおも、それぞれ内容を定義している。
- (四) 相続財産については、E.L.R.A 第四条第二項第一項に、「婚姻中第三者から得た贈与もしくは相続は、婚姻上の建物を除き、夫婦共有財産に含まれない。」と規定している。本件では、被告がドイツとの相続をそのままドイツに残しておけば問題は生じなかつたのに、それを用いてカナダ貯蓄債券を購入するなど婚姻中に別の財産に代えたため、同条二項で共有財産と判断されてしまつたようである。
- (五) カナダ離婚法第一五条はコロナリー・リリーフに関する最初の条文であり、いの扶養命令を得られる当事者としての「配偶者」や「嫡出子」など必要な用語の定義をして、そのに命令の内容、条件、要件、配偶者に過失ある場合、扶養命令の目的・対象(配偶者及び子供双方に対しての)、命令の移転(いわばは行政がに対する移転を意味していふようである。制度的には、支払者側の義務を行政が代行し、受領者側の権利を行政が取得できるよろな仕組みになつてゐるのではなくいかと推量される。いのあたりの学來研究してみたゞいへどもね)などに及んでゐる。
- (六) Pelech v. Pelech, [1987] 7 R. F. L. (3d) 225. いの事件はブリティッシュ・コロナビュートで起きたもので、連邦最高裁判所で上訴された。^[14 B. C. L. R. (2d) 145, 38 D. L. R. (4th) 641, 1 S. C. R. 801]
- (七) 家族法第五条第五項は、云々のよつた内容である。“Subsection (4) applies even though the spouses continue to cohabit, unless a domestic contract between the spouses provides otherwise.”
- (八) 第五条第七項は、“The purpose of this section is to recognize that child care, household management and financial provision are the joint responsibilities of the spouses and that inherent in the marital relationship there is equal

contribution, whether financial or otherwise, by the spouses to the assumption of these responsibilities, entitling each spouse to the equalization of the net family properties, subject only to the equitable considerations set out in subsection (6)" ルーベンズの規定である。

- (9) Ursini v. Ursini (1975), 24 R. F. L. 261.
- (10) Linton v. Linton (1988), 11 R. F. L. (3d) 444.
- (11) Richardson v. Richardson (1987), 7 R. F. L. (3d) 304. ルーベンズの事件。
- (12) Messier v. Delage (1983), 35 R. F. L. (2d) 337 (カナダの事件)。
- (13) 平成本丸や銀行等の口座開設の次第で残る平賀帳に原簿や用紙が残されてしまうであらうし、もしくはカードを用いて入金・振戻しかねないとして、その証記は残ってしまうであらう。本件においてはそれを用いたのであらうか。あるいは制度的に用いられたのであらうか。判決文だけみると疑問を感じる。裁判所の提出命令を拒否してはいるが保護する立場にあるのか。やややおおざなが國へ出稼やねじ興味ある問題である。
- (14) Currency and Exchange Act, s. 11 "All public accounts throughout Canada shall be kept in the currency of Canada ; and any statement as to money or money value in any indictment or legal proceeding shall be stated in the currency of Canada."
- (15) involuntary trust もしくは trust ex maleficio ルーベンズの事件。明示信託 (express trust) と袂の無生の信託関係。財産にロイヤル・ロー上の権利を有するが、その受益権をも有する場合、それがロイヤル・ロー上の原則に反する事態になつたときは、裁判所が直ちにこの信託(信託もしくは擬制または構成信託)を成立せしめ、ロイヤル・ロー上の権利者がこの信託に拘束されるのである。ロイヤル・ロー上の権利者を、エクイティ上その財産に受益権ある者のための受託者とみなす制度である。(高柳賢二・末延川次「英米法辞典」九六頁、ハイリップ・O・ハーマーズ著・矢頭敏也監訳「イギリス法(上)」一八八頁)。
- (16) 実質上の夫婦共有財産を平等分するが不合理であると裁判所が判断した場合、共有財産を婚姻当時より他方配偶者の有していた負債を明確にしえなかつた場合、他方当事者からの贈与ある場合などを考慮して、差額分を、おおよそ半分にして配偶者に付与する」とが裁判所によつてなしうる定めである。考慮すべき事項については、(a)から(f)号までに例示されてゐる。

- (17) Rawluk v. Rawluk (1987), 10 R.F.L. (3d) 113; McDonald v. McDonald (1988), 11 R.F.L. (3d) 321.
- (18) James G. McLeod, the Conflicts of Laws (1983), pp. 364-365, 512-524.
- (19) Syndic in Bkpcy. of Salim Nasralla Khoury v. Khayat (1943), 2 All E.R. 406
- (20) S. S. Celia v. S. S. Volturno (1921), [1921] All E.R. Rep. 110 (スリランカ | ペルシャ)。スリランカの法廷は、スリランカの法廷が適用されるべきであると判断した。
- (21) The Teh Hu (1969), [1969] 3 All E.R. 1200 (スリランカ | ハバナ)。Re United Railways of Havana and Regala Warehouses (1960), [1960] 2 All E.R. 332.
- (22) Re Hawkins (1972), [1972] 3 All E.R. 386.
- (23) ibid., pp. 392-393.
- (24) Manners v. Pearson & Sons (1898), 1 ch, 581 (C.A.). ジャーナルの登録が争点となり、登録権の所有者が問題となる。
- (25) Miliangos v. George Frank (Textiles) (1975), [1975] 3 All E.R. 801.
- (26) Prasad v. Frandsen (1985), 60 B.C.L.R. 343.
- (27) Gatineau Power Co. v. Crown Life Ins. Co., (1945), [1945] 4 D.L.R. 1 (Que.).
- (28) Custodian v. Bloucher (1927), [1927] 3 D.L.R. 40.
- (29) Dollina Ent. Ltd. v. Wilson-Haffenden (1977), [1977] 2 F.C. 73.
- (30) Batavia Times Publishing Co. v. Davis (1978), 20 O.R. (2d) 437.
- (31) Airtemp Corp. v. Chrysler Airtemp Can. Ltd. (1980), 31 O.R. (2d) 481
- (32) Revised Statutes of Ontario 1980, Chapter 432.
- (33) Bedford v. Shaw (1981), 33 O.R. (2d) 766.
- (34) Miliangos, p. 813
- (35) Am-Pac. Forest Products Inc. v. Phoenix Doors Ltd., (1979) 14 B.C.L.R. 63; Agrex S.A. v. Can, Dairy Comm. (1984) 24 B.L.R. 206; Farmer's Nat. Bank & Trust Co. of Ashtabula v. Coles (1981), 33 N.B.R. (2d)

- (36) Williams & Glyn's Bank Ltd. v. Belkin Packaging Ltd. (1983), 28 B. C. L. R. 96.

(37) N. V. Bocivar S. A. v. Century Ins. Co. of Can. (1984), 53 N. R. 383.

(38) ibid., pp. 392-393.

(39) Despina R. (1979) 1. All E. R. 421.

(40) First National Bank of Oregon v. A. H. Watson Ranching Ltd. (1984), 34 Alta. L. R. (2d) 110.

(41) Currency Act, Revised Statutes of Canada, 1985, ch. C-52.

(42) Dillingham Corp. Can. v. The Shinyu Maru (1980), 1 F. C. 303

(43) Zupet v. Zupet (1984), 40 R. F. L. (2d) 286. わのせた終業算定ルート、次のやうなのは規則である。 Brewer v. Brewer (1980), 17 R. F. L. (2d) 215; Arnott v. Arnott (1980), 17 R. F. L. (2d) 53; Renshaw v. Renshaw (1983), 33 R. F. L. (2d) 252; Nuss v. Nuss (1983), 37 R. F. L. (2d) 7; Braithwaite v. Braithwaite (1984), 40 R. F. L. (2d) 415.

(44) Re Young and Young (1981), 21 R. F. L. (2d) 388. ユーザー状態 Reicher v. Reicher (1981), 34 R. F. L. (2d) 377

は「離別」である。

(45) James C. MacDonald, et al, "Law and Practice under the Family Law Act of Ontario, Revised Edition, vol 1. Part 1. 1-2". 指出被離婚の妻が既に再婚する場合、再婚が離婚の結果として成立する。離婚の妻は、再婚の妻の夫の財産を分割する権利がある。したがって、再婚の妻は、再婚の夫の財産を分割する権利がある。

(46) 基本法、元の妻の夫の財産(アーチスト)。

"Valuation date" means the earliest of following dates :

 1. The date spouses separate and there is no reasonable prospect that they will resume cohabitation.
 2. The date a divorce is granted.
 3. The date the marriage is declared a nullity.

(47) フィルタの結果、次のとおりである。

business on that date.

- (48) Kelly v. Kelly (1986), 50 R. F. L. (2d) 360, 2 R.F.L. (3d) 1
- (49) McDonald v. McDonald (1988), 11 R.F.L. (3d) 321.
- (50) Fenn v. Fenn (1987), 10 R.F.L. (3d) 408. カナダの法規
- (51) F.L.A.S. 5(1), (7); Ontario Law Reform Commission, Reports on Family Law, pp. 55, 58; J.C. MacDonald, and Practice under the Family Law Act of Ontario, Revised Edition, Vol. 1, part 1. pp. 1-22. 31 (1990).
- (52) McDonald v. McDonald (1988), 11 R.F.L. (3d) 321.
- (53) 本件(新法)による判例
- (54) 本件 | 送達「姓氏記入」 | 未成年子女の権利。